

規定、同法第百六十六条の改正規定、同法第百六十九条第三号の改正規定、同法第百七十六条に一項を加える改正規定、同法第百八十条の二の改正規定、同法第百九十条第二号ホの改正規定、同法第百九十五条の二第一項第二号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百十三條第一項第一号イの改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定並びに同法別表第四及び別表第五の改正規定並びに附則第九条及び第十三条から第十五条までの規定

ロ 第二条中法人税法の目次の改正規定（「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める部分、「第八十一条の八」を「第八十一条の八の二」に改める部分及び「第一百四十四条の二」を「第一百四十四条の二の三」に改める部分に限る。）、同法第二編第一章第一節第四款第五目中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同法第六十七条第三項の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第六十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七十条の二の改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定（「。中」の下に「確定した決算」とあるのは「決算」と、」を加え、「確定した決算」とあるのは「決算」と」を削る部分を除く。）、同法第八十条第一項の改正規定、同法第八十一条の三第一項の改正規定、同編第一章の二第一節第三款第五目中第八十一条の八の次に一条を加える

改正規定、同法第八十一条の十三第二項の改正規定、同法第八十一条の十四第一項の改正規定、同法第八十一条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の十七の改正規定、同法第八十一条の十八第一項の改正規定、同法第八十一条の二十第三項の改正規定、同法第八十一条の三十一第一項の改正規定、同法第四百二十二条第二項の改正規定、同法第四百二十二条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四百四十四条の二第一項の改正規定、同法第三編第二章第二節中同条の次に二条を加える改正規定及び同法第四百四十四条の四第四項第一号の改正規定並びに附則第二十三条、第三十条、第三十四条、第三十五条、第三十九条及び第四十条の規定

ハ 第三条中地方法人税法第六条第二号イ及び第十二条第三項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第十七条第三項の改正規定並びに同法第二十三条第一項の改正規定

ニ 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定

ホ 第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第四十一条の四」を「第四十一条の三の三」に改

める部分に限る。）、同法第三条の改正規定、同法第四条の五第六項の改正規定、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の四の改正規定、同法第八条の五の改正規定、同法第九条第一項第六号の改正規定、同法第九条の三の二の改正規定、同法第九条の六の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第二十五条の二の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第三十七条の十四第九項の改正規定（「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る部分に限る。）、同法第二章第六節中第四十一条の四の前に二条を加える改正規定、同法第四十一条の十五の三の改正規定、同法第四十二条の四第八項第二号二の改正規定、同法第六十七条の十四の改正規定、同法第六十七条の十五の改正規定、同法第六十八条の三の二の改正規定、同法第六十八条の三の三の改正規定及び同法第六十八条の百十一第一項の改正規定並びに附則第五十六条から第六十一条まで、第七十条、第七十二条、第七十九条から第八十一条まで、第九十九条及び第一百一条の規定

へ 第十九条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保

第六十六条

項、第六十六

に関する特別措置法第三十三条第一項の改正規定（同項の表租税特別措置法の項中

三第四項、第
の九十一第四
六十八條の九
第四項

の七第四 條の九の 六十八條 項及び第 十三の三	）及び法人税	）、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）及び法人税
--------------------------------------	--------	-----------------------------

を

第六十六條の七第四
第一号、第六十六條
九の三第四項第一号
第六十八條の九十一
四項第一号及び第六
八條の九十三の三第
項第一号

項、法人税	、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税
-------	---------------------------

第四十第

に改める部分に限る。）、同法

第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十三条第十六項の改正規定及び同法第六十六条の改正規定を除く。）及び附則第二百二十六条第一項の規定

七 次に掲げる規定 平成三十二年四月一日

イ 第二条中法人税法の目次の改正規定（「第一目 受取配当等（第二十三条―第二十四条）」を「第

一目 収益の額（第二十二条の二）

一目の二 受取配当等（第二十三条―第二十四条）」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に、

「引当金」を「貸倒引当金」に改める部分、「第八十一条の八」を「第八十一条の八の二」に改

める部分及び「第四百四十四条の二」を「第四百四十四条の二の三」に改める部分を除く。）、「同法第三条の改正規定、同法第二編第一章第三節第二款の次に一款を加える改正規定、同編第一章の二第三節第二款の次に一款を加える改正規定及び同法第八十一条の二十五（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第三十一条、第三十六条及び第三十七条の規定

ロ 第三条中地方法人税法の目次の改正規定、同法第三条第一項の改正規定、同法第十九条第六項第三号の改正規定及び同法第四章第二節の次に一節を加える改正規定並びに附則第四十二条第一項の規定

ハ 第五条中消費税法第三条の改正規定、同法第四十六条の次に二条を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定及び同法別表第三第一号の表保険契約者保護機構の項の改正規定並びに附則第四十五条の規定

二 第十一条中国税通則法第七十四条の二第一項の改正規定

ホ 第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第六十八条の百十一」を「第六十八条の百十二」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の五を削り、同法第六十八条の四を同法第六十八条の五とする改正規定、同法第六十八条の三の四の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の八十八第二

十項に後段として次のように加える改正規定、同法第三章第二十五節中第六十八條の百十一の次に一條を加える改正規定及び同法第八十七條の六の改正規定並びに附則第二百二條、第百十五條及び第百十七條の規定

ハ 第十七條中租稅特別措置の適用狀況の透明化等に関する法律第三條に一項を加える改正規定及び附則第二百二十三條の規定

ト 第十八條中東日本大震災の被災者等に係る國稅關係法律の臨時特例に関する法律第二十二條の次に一條を加える改正規定及び同法第三十條の次に一條を加える改正規定並びに附則第二百二十四條第二項及び第四項の規定

八 次に掲げる規定 平成三十二年十月一日

イ 第一條中所得稅法第九十六條第一項の改正規定及び同法第九十八條の改正規定並びに附則第十條の規定

ロ 第十五條中租稅特別措置法第四十一條第十九項の改正規定、同法第四十一條の二の二の改正規定、同法第四十一條の三第一項の改正規定、同法第四十一條の三の二第二十項の改正規定、同法第八十七

条第一項の改正規定（「同法第二十三條第二項第一号又は第二号」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六條第二項第一号又は第二号」に改める部分及び「規定にかかわらず」の下に「、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ」を加え、「百分の八十（合成清酒及び発泡酒にあつては、百分の九十）」を「同表の下欄に定める割合」に改める部分に限る。）、同項に表を加える改正規定及び同條第二項の改正規定（「以下」と、「」の下に「同項の表中」を加え、「百分の九十」を「九十分の六十四」とあるのは「百分の八十」と、「百分の九十」に改める部分に限る。）並びに附則第七十八條、第二百二十條第二項及び第二百二十一條第三項の規定

ハ 附則第二百二十五條の規定

九 次に掲げる規定 平成三十三年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八條の四第一項の改正規定及び附則第十八條の規定

ロ 第四条中相続税法第五十九條第五項の改正規定及び附則第四十三條第四項の規定

ハ 第十五條中租税特別措置法第四十二條の二の二第一項の改正規定（「が千」を「が百」に改める部

分に限る。)及び附則第八十五条の規定

二 第十六条の規定及び附則第二百二十二条の規定

十 次に掲げる規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の

施行の日

イ 第一条中所得税法第五十八条第一項第一号の改正規定及び附則第七条の規定

ロ 第二条中法人税法第五十条第一項第一号の改正規定及び附則第二十四条の規定

ハ 第十五条中租税特別措置法第七十条の四第一項第一号の改正規定、同条第二項第一号の改正規定及

び同法第七十条の六第一項第一号の改正規定並びに附則第一百八十八条第六項、第八項、第十一項及び第

十四項の規定

二 第二十条の規定及び附則第二百二十七条の規定

ホ 第二十一条の規定及び附則第二百二十八条の規定

十一 第一条中所得税法第二百三条の六の改正規定及び附則第十七条の規定 厚生年金保険制度及び農林

漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一

- 部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日
- 十二 次に掲げる規定 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
- イ 第一条中所得税法別表第一の改正規定
- ロ 第二条中法人税法別表第一の改正規定
- ハ 第五条中消費税法別表第三第一号の表地方住宅供給公社の項の次に次のように加える改正規定
- ニ 第十条中印紙税法別表第二の改正規定
- 十三 次に掲げる規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日
- イ 第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定（「第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める部分に限る。）
- ロ 第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六節）」第六節の二 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の

条の三)」を

第七節 景気調整のための課税の特例(第六十六条の三)

計算の特例(第六十六条の二の二)

に、「第二十節 削除」を「第二十節 特別事業再編を行う法

人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例(第六十八条の八十六)」に改める部分に限る。)、同法第十条の五の二第一項の改正規定、同法第十条の五の三第一項の改正規定、同法第三十七条の十三の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十二の三第一項の改正規定、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定、同法第五十五条の二の改正規定、同法第三章第六節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定、同法第六十八条の四十三の二の改正規定、同章第二十節の改正規定、同法第八十条第一項の改正規定(「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定(「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。)及び同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則

第百十九条の規定

十四 次に掲げる規定 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第 号）の施行の日

イ 第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定（「第十七号並びに第十八号」を「第十八号並びに第十九号（業務の範囲）」に、「（業務の範囲）」に掲げる業務」を「の業務」に改める部分に限る。）

ロ 第十五条中租税特別措置法第十条の五の四の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第十一号の改正規定、同号を同項第十二号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第十三号の二に係る部分に限る。）、同法第十九条第一号の改正規定、同法第四十二条の四第八項第二号イの改正規定（「並びに第四十二条の十二の五」を「第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十二の六第二項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の五の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十三第一項第十五号の改正規定、同号を同項第十六号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第十七号の二に係る部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第五十条の二第一項の改正規定、同法第五十三条第一項第二号の改正規定、同法第六十八条の九第八項第

二号イの改正規定（「並びに第六十八條の十五の六」を「第六十八條の十五の六並びに第六十八條の十五の七第二項」に改める部分に限る。）、「同法第六十八條の十五の七第一項第十五号の改正規定、同号を同項第十六号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第十七号の二に係る部分に限る。）、「同条を同法第六十八條の十五の八とする改正規定、同法第六十八條の十五の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八條の四十第一項の改正規定及び同法第六十八條の四十二第一項第二号の改正規定並びに附則第九條第二項の規定

ハ 第十八條中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七條の第二十二項の改正規定（「第四十二條の十二の五」の下に「、第四十二條の十二の六第二項」を加える部分に限る。）、「同法第十七條の四第一項の改正規定、同法第二十五條の二第十三項の改正規定（「並びに第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の七第二項並びに第六十八條の十五の八」に改める部分に限る。）及び同法第二十五條の四第一項の改正規定

十五 第十五條中租税特別措置法第十條の四の二の見出しの改正規定、同條第一項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、「同條第三項の改正規

定、同条第七項の改正規定、同法第十条の五の見出しの改正規定、同条第三項の改正規定（「計算した金額（」の下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号口に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加える部分に限る。））、同条第四項第七号の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。））、同項第十二号の改正規定、同条第九項の改正規定（「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改める部分に限る。））、同法第三十七条第十項の改正規定、同法第四十一条の十九第一項第五号の改正規定、同法第四十二条の十一の三の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。））、同条第二項の改正規定、同法第四十二条の十二の見出しの改正規定、同条第三項の改正規定（「計算した金額（」の下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号口に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加える部分に限る。））、同条第四項の改正規定、同条第五項第七号の

改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、「同項第十二号の改正規定、同法第六十五条の七第十四項の改正規定、同法第六十八条の十五の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、「同条第二項の改正規定、同法第六十八条の十五の見出しの改正規定、同条第三項の改正規定（「連結子法人（認定事業者であるものに限る）」の下に「。以下この項においてそれぞれ「認定連結親法人」及び「認定連結子法人」という」を加え、「」の合計を乗じて計算した金額」を「以下この項において「連結内地方事業所特別基準雇用者数」という。）の合計を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号口に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該認定連結親法人及びその各認定連結子法人の当該適用年度の連結内地方事業所特別基準雇用者数の合計を乗じて計算した金額）」に改める部分及び「」を乗じて計算した金額（「」を「以下この項において「加入法人地方事業所特別基準雇用者数」という。）を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同条第四項第五号口に規定する準地方活力向上地域内にある場合には二十万円に当該特定業務施設に係

る当該認定連結法人の当該適用年度の加入法人地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とし、「」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項第七号の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定及び同法第六十八条の七十八第十四項の改正規定並びに附則第八十三条第二項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

十六 第十五条中租税特別措置法第七十条の四第二項の改正規定（同項第一号及び第四号に係る部分を除く。）、同法第七十条の四の二第一項の改正規定、同法第七十条の六第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同条第二項第一号の改正規定、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条第六項の改正規定、同条第三十九項第四号の改正規定、同法第七十条の六の二第一項の改正規定、同法第七十条の六の四第十五項第二号及び第六号の改正規定、同条第十六項の改正規定、同条を同法第七十条の六の六とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第七十条の六の四を同法第七十条の六の六とする部分に限る。）、同法第七十条の六の三の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の八

第四項の改正規定、同法第七十条の八の二第四項第二号の改正規定、同法第九十三条第五項の改正規定（「第七十条の六の四第十九項」を「第七十条の六の六第十九項」に改める部分に限る。）並びに同法第九十八条の表の改正規定（同表の都道府県の項中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める部分及び同表の市町村の項に係る部分に限る。）並びに附則第一百八条第十二項、第十七項及び第十八項並びに第三百二十七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号の改正規定（「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める部分に限る。）及び同項第二号の改正規定に限る。）の規定 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

十七 第十五条中租税特別措置法第七十条の六の四を同法第七十条の六の六とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第七十条の六の四を同法第七十条の六の六とする部分を除く。）、同法第七十条の八の二第四項第二号の次に一号を加える改正規定及び同法第九十三条第五項の改正規定（「第七十条の七第十三項第十二号」を「第七十条の六の七第十六項、第七十条の七第十三項第十二号」に改める部分に限る。）並びに附則第一百八条第十九項の規定 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

十八 第十五条中租税特別措置法第八十三条の二を同法第八十三条の二とし、同法第八十三条の次に

一条を加える改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の

施行の日

十九 第十五条中租税特別措置法第八十四条の二の次に二条を加える改正規定（同法第八十四条の二の二に係る部分に限る。） 道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

二十 第十五条中租税特別措置法第八十四条の二の次に二条を加える改正規定（同法第八十四条の二の三第二項に係る部分に限る。） 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律

第 号）の施行の日

二十一 第十五条中租税特別措置法第八十四条の七第四項の改正規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二十二 第十五条中租税特別措置法第九十条の十二第一項第四号イ(2)の改正規定（一）（昭和五十四年法律第四十九号）を削る部分を除く。） エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法

律（平成三十年法律第 号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第十八条まで及び第八十一条において「新所得税法」という。）の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非居住者又は外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）

第三条 新所得税法第二条第一項第八号の四（非居住者に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年分以後の所得税又は同年一月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得について適用し、平成三十年分以前の所得税又は同日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第十八条までにおいて「旧所得税法」という。）第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二条第一項第八号の四（外国法人に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき新所得税法第五条第二項第二号に規定する外国法人課

税所得について適用し、同日前に開始した事業年度において支払を受けるべき旧所得税法第五条第二項第二号に規定する外国法人課税所得については、なお従前の例による。

- 3 第一項の規定により新所得税法第二条第一項第八号の四の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた非居住者（平成三十年十二月三十一日において旧所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設（次項第一号において「旧恒久的施設」という。）を有していた非居住者であつて、新所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設（次項各号において「新恒久的施設」という。）に係る所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用に当するものを有していなかつたものをいう。）については、同法第二条第一項第四十二号中「非居住者で恒久的施設を有するもの」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）附則第三条第三項（非居住者又は外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）に規定する旧恒久的施設を有していた非居住者」とする。
- 4 第一項又は第二項の規定により新所得税法第二条第一項第八号の四の規定の適用がある場合における所得税法及び租税特別措置法の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 1 旧恒久的施設を有していなかつた外国法人（平成三十年十二月三十一日において旧恒久的施設を有し